

平成 2 1 年度 第 3 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成 2 2 年 3 月 1 日 (月) 午後 3 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 6 階 北会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第五次札幌市環境影響評価審議会委員

村野 紀雄 (会長) 酪農学園大学環境システム学部 特任教授

柳井 清治 北海道工業大学空間創造学部 教授

岡村 俊邦 北海道工業大学空間創造学部 教授

山本 裕子 北海学園大学工学部 准教授

高橋 正宏 北海道大学大学院工学研究科 教授

中井 和子 中井景観デザイン研究室 代表

佐藤 哲身 北海学園大学工学部 教授

五十嵐 敏文 北海道大学大学院工学研究科 教授

富士田 裕子 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 准教授

西川 洋子 北海道環境科学研究センター自然環境部 植物環境科長

丸山 博子 丸山環境教育事務所 代表

山舗 直子 酪農学園大学環境システム学部 教授

計 12名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和

札幌市環境管理担当課長 木田 潔

札幌市環境影響評価担当係長 伊東 正則

2 傍聴人

3名

1. 開 会

事務局（木田） 定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第3回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

私は、事務局の木田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、太田委員、東條委員、堀委員から欠席の旨、また岡村委員から若干遅参する旨のご連絡をいただいております。出席12名、欠席3名でございまして、審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の湯浅よりごあいさつを申し上げます。

湯浅環境管理担当部長 環境管理担当部長の湯浅でございます。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の議題であります技術指針につきましては、本審議会において2度にわたって活発なご議論をいただいているところであり、まことにありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、本市の技術指針は策定から10年目を迎えようとしておりますが、時を同じくして環境影響評価法も施行から10年が経過し、現在、国においてその見直しが進められているところでございます。今後、法の改正を初め、環境影響評価制度も大きな動きがあることが予想されますが、本市においても、環境影響評価手続を適切に実施していくためには、さまざまな検討が必要であると考えておりますが、その先鞭として今回の技術指針の変更は大変重要な事項であると考えているところでございます。

前回、前々回と委員の皆様から大変貴重なご意見をいただきましたので、本日は、そのご意見を踏まえて技術指針の修正案をお示しさせていただきます。本日は、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、技術指針の最終案を固めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（木田） それでは、議事に移らせていただきますが、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日、資料は2種類になりまして、既にメールで送付をさせていただいておりますが、資料1が技術指針の変更案に対する審議会意見及び修正案でございます。資料2が、札幌市環境影響評価技術指針変更案（修正版）です。

資料に不足等がありましたらお知らせいただきたいと思います。

それでは、これからの進行は村野会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

村野会長 皆様、お疲れさまでございます。

では、早速、議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)技術指針の変更について、進めてまいります。

資料1にそれぞれの項目のこれまでの議論の論点が整理されておりますので、この資料の順に事務局の説明と議論を進めてまいりたいと思います。資料の左端にある議事、の順で参りますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事 の第1の趣旨と第3の環境影響評価及び事後調査を行うに当たつての基本事項の地域特性のとらえ方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(木田) それでは、ご説明申し上げます。

まず、議事 の第1趣旨のところについてですけれども、前回、それぞれの委員から、札幌市としての地域特性を盛り込まれたいとか、原生に近い自然がまだ残っていることが特徴である、あるいは、この技術指針が豊かな自然と都市機能が共存する札幌市のよりよい環境の創造に向けてとしてはどうかという代案をいただいたところでございますが、それに対する事務局側の見解をまとめましたので、ご報告申し上げます。

趣旨に盛り込む札幌の地域特性としては、原生に近い自然、原始性の残っている豊かな自然や、それらが都市機能と共存していることが特徴とのご見解をいただきましたことから、修正をさせていただきました。

なお、環境影響評価の対象項目は、自然環境に限らず、生活環境や人と自然との触れ合い活動の場など文化的要素も含むことから、これらも含めた保全とよりよい環境の創造を目的とする旨の記載にいたしました。

一番右の修正案ですが、文章の構造をひっくり返しまして、条例の引用を先に持ってきましたが、全文をお読みいたします。

「第1 趣旨。

この技術指針は、札幌市環境影響評価条例第5条第1項の規定に基づく技術的な指針として以下に掲げる事項を定めるものであり、札幌の豊かな自然と文化、生活環境を保全し、都市機能と原生性の残る自然が共生する札幌のよりよい環境の創造に向け、環境影響評価その他の手続が適切に行われることを目的とするものである」。

これが第1趣旨のご説明でございます。

引き続き、第3の環境影響評価及び事後調査を行うに当たつての基本的事項についてご説明いたします。

第3の3番目のところですが、こちらに今申し上げたような札幌市の特性をあらかじめ記載していたのですが、もう少し簡易な表現ではどうかというご意見をいただきましたので、ほかの並列する表現と同程度の表記に統一いたしました。

第3の3ですが、「特有の気候を有し、自然性が高い札幌市の地域特性を十分に勘案すること」という表現に改めさせていただきました。

以上でございます。

村野会長 ただいまの修正案について、いかがでしょうか。

ご意見のある方は、どうぞご発言をお願いします。

いろいろな議論がありましたけれども、原始的な自然と共生するという表現で全部くくってあります。

次に移ってよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

村野会長 次の説明をお願いいたします。

事務局(木田) 1ページ開いていただきまして、次のページです。

議事、第4 環境影響評価及び事後調査の手順、これは本文の関係でございます。資料2の3ページをお開きください。

3ページ下段ですが、(5)調査手法のア、調査手法の選定(エ)に当たります。この部分につきまして、一定の地点に代表する場合にあっては、代表する地点とある。また、次に、その他の適切と認められる地点とあるが、文章がわかりにくいというご指摘をいただいたところでございます。

前回の案が3ページ一番下の囲みの中にありますけれども、一つの地点を説明するのに幾つもの表現が出てきており、多少わかりづらい面がありましたので、若干修正いたしました。

まず、調査地点の設定は必須ではなくて、調査に当たり一定の地点に関する情報を収集することとする場合と、必要に応じて設定することになっておりますので、この一定の地点を調査地点というふうに定義いたしまして、それは地域を代表する地点などの調査に適切かつ効果的であると認められる地点を設定することということで考えております。

したがって、一定の地点と代表する地点はほぼ同じ意味として記載しておりますけれども、一つの文章に混在した場合に関係がわかりづらいということがありましたので、条件づけの部分、要するに、必要に応じて調査をするのだという条件の部分を含弧書きにいたしまして、一部、修正を行いました。

また、地域を代表する地点その他というその他の部分の解釈ですけれども、これは法令用語として、その前の固有名詞が例示で、本質的な意味はその後ろの「適切な地点」を意味しているような扱いになりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

修正案は、一番右の(エ)です。読み上げます。「調査地点(調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点」と修正しました。

この部分につきましては、予測地点につきましても、ほぼ同じ文章構造になっておりますので、その下の部分ですが、同様の修正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

村野会長 皆さん、いかがでしょうか。

また後で振り返っていいので、今の時点でなければ、次に移ります。

それでは次に、議事 に移ります。

ここは評価手法の問題ですけれども、説明をお願いいたします。

事務局（木田） 議事 に移らせていただきます。

別表5についてのご意見だったのですが、議事 あるいは議事 の景観とも多少関連してきますけれども、ご意見は、影響を受けない地域・地点を選定し、これと事業の影響とを比較検討することによって適切な環境影響の評価ができると思うというご意見をいただきました。

見解ですけれども、環境影響の評価につきましては、従来から、現況に対しまして事業によりもたらされる影響を予測し、次いで、影響ができるだけ回避または低減されているかを評価することとしております。

別表5に、植物等の評価方法については明記しております。資料2の67ページがそうなのですが、右の評価方法の上側が植物の評価手法でございますけれども、ここには、「保全対象とた植物種または植物群落への環境影響について現況と予測結果との対比を行い」と書いてありまして、植物についてはもともとそういう表現があったのですが、ほかで表記に多少のばらつきがあったということでございます。

したがいまして、回避との比較検討において、影響を受けない地域・地点と同じデータである現況との評価が行われることから、調査手法に影響を受けない地域の選定と調査を改めて追加することは不要ではないかと考えております。そして、評価手法として、別表5に現況と予測影響との比較を記載していない環境要素がありまして、表記にばらつきがあったものですから、これらを追記いたしまして、従来の手法をより具体化・明確化いたしました。

具体的には、一番右側にあるように、資料2の77ページの景観の例になっています。読み上げます。

「1 景観への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法」と改めたいと思います。

以上です。

村野会長 議事 の今の説明はいかがでしょう。

西川委員、ここはよろしいですか。

西川委員 はい。

村野会長 柳井委員、いかがですか。

柳井委員 前回から大分時間がたっていますので、前の発言を思い出しながらですが、私の思っているイメージとちょっと違っています。現況というのは、あくまでもこれから

やろうとする事業の場所の現況ということですね。それと将来的な予測結果を対比するというわけですが、現況というものと同時に、将来的に変化しない、事業をやらない場所もあらかじめ選定しておくことが必要ではないかという指摘をしたのですが、そういうニュアンスはこの文章からは読み取りづらい気がします。

村野会長 私もそう思いました。

事務局から説明願います。

事務局（伊東） 事務局の伊東でございます。

今、柳井委員からご質問がありました件は、もしかしたら私の理解不足で違う回答になるかもしれませんが、前回の会議での調査地点の設定のときの議論で、柳井委員、西川委員から、コントロール値的なものが必要なのではないかというご意見がありました。それであれば、何もやっていない場所やコントロール的な場所を設定されてはどうかというご意見だったと理解しています。

それに関しまして、私どもで考えましたのは、地点としてコントロール値を設定するのではなくて、アセスの評価が、現況と予測結果の対比を行うということで、現況、ニアリーコール、コントロールの地点ではないかと理解しました。

実際には、今、柳井委員からご質問がありましたが、事業をやる場所というエリアのとらえ方をしていますけれども、アセスは、実際に建物が建つとか改変する場所プラス、それによって影響を受ける範囲ということで若干広がりがありますので、影響を受ける範囲の中で現況と予測結果の対比ということになります。逆を申しますと、現況調査をしない場所は対象事業による影響を受けない範囲ですので対比する必要がないという見解で書かせていただきました。

柳井委員 予測する場合、時間とともに事後評価する場合は、変化をした、事業をやったところだけでは評価できないと思うのです。そういう場所は、あらかじめ同じような設定で変化を受けない場所と対比することによって事後評価なども適正に行えるのではないかと考えていまして、そういう場所も必要なのではないかということでご指摘させていただきました。

事務局（伊東） 例えば、アセスの対象案件以外にも周辺状況が変わっていくので、環境の全体の状況が変わるだろう、その辺も含めてコントロール値的なものを設定し、対比すべきだろうというご意見だと思います。

それにつきましては、本文の中にございまして、例えば、5年後予測をするときに、5年後に今の現況とは変わっているだろうということで、その周囲のその事業以外にもファクターがあるものについては国もしくは地方公共団体の行政計画を引用して、その部分を加算して5年後に自分の事業以外のものの影響範囲もかさ上げしてから予測をなささいというふうにしておりまして、それも含めてですので、現況と予測影響の対比というのは、今の時点と、この事業のインパクトプラス、それ以外の周辺環境、行政施策等で変化をする部分もかさ上げした上で対比しなさいという本文のつくりになっております。

柳井委員 かさ上げというのは……。

事務局（伊東） 例えば、適切な例かどうかわかりませんが、その地域の周囲に工業団地計画がある場合に、5年後に工業団地が立地されるだろうということを想定して、そこも自分のインパクト以外に周囲の環境が劣化している、もしくは改善されているという部分をベースラインにして、自分の事業のインパクトをのせなさいということです。ですから、現況と自分プラスよその影響を足したものを最後に評価しなさいということです、その部分はコントロール値を置かずとも比較ができると考えております。

柳井委員 より広い範囲をとらえるということですか。

事務局（伊東） 範囲的に言えば、自分の事業区域プラス影響を受ける範囲でございます。ただ、影響を受ける範囲以外に行政計画で工業団地ができるということになると、そこはファクターとしては入り込まないことになると思います。あくまでも、その事業が影響を及ぼす範囲の中でよその影響も加味して予測をしなさいということでございます。

今説明をしましたのは、本文の6ページの上から6行目にウがございしますが、予測実施の留意事項というところで、将来の環境の状況も明らかに整理し、これも勘案して予測をしなさいというところでございます。

村野会長 私も同じようなことを思ったのですが、例えば、湿原のところで工事などをした場合、その湿原はなくなります。あるいは、それを復元する作業をしたとしても、それと同じような湿原が近くにあれば、同じような湿原をその対照地として設けて、比較対照することで因果関係がわかるのではないかということだと思ったのです。

柳井委員 事業の評価とか事業の影響を見る上で、ビフォー・アンド・アフターというのがこの手法の考え方だと思うのです。最近では、それだけではなくて、コントロールとかリファレンスを取りながら、ビフォー・アンド・アフターと並行して、仮に湿原であれば、隣の湿原で評価をしながらやっていくと、より正確な影響の評価や予測ができると思います。あるいは、新たにミチゲーションをやるにしても、どういうものをつくればいいのかという目標のようなものができるので、そういうコントロールポイントなりリファレンスポイントがあると、より影響の評価がしやすくなるのかなと思っていたのです。

事務局（伊東） 実は、この次の議事でもご議論いただくことになっているのですが、いわゆる目標設定の考え方とも大変密接になると思います。

今、私がお説明を申し上げたのは、調査地点とコントロール地点という対比でございましたけれども、その評価の視点として、似たようなものを参照して、そこで評価をすべきだろうというご意見でございますので、次の議事の評価手法の目標設定のところにもご議論が及ぶかと思っております。

村野会長 それでは、次の議事に入ってよろしいですか。

岡村委員 その前に、日本語の問題ですけれども、こういうものは、ただでさえ難しい文章なので、できるだけすっきりさせた方がいいと考えています。

この中に「実行可能な範囲内で」と書いてありますけれども、実行不可能なことをやる

わけがないので、こういう文言は必要ないのではないのでしょうか。ほかのところにも出てきますが、こういうものを削って、できるだけすっきりさせた方がいいと思います。

事務局（木田） 確かに、ご指摘いただいたところはそのとおりだと思いますが、法律その他のこういう文章をつくる時に定例的に埋め込まれる言葉なので、ご理解をいただきたいと思います。

丸山委員 丸山です。

すごく小さなことですが、修正表の方では「景観への環境影響について」となっていますが、資料2の方では「景観への影響について」ということで、「環境」が入っているところと入っていないところがありますので、そこは確認、修正をしていただきたいと思います。

事務局（木田） 「景観への環境影響について」という表現にさせていただきたいと思います。77ページは「環境」が抜けておりました。申しわけございません。

西川委員 事務局に質問ですが、最初に私が申し上げていたコントロールの地点を設けた方がいいというのは、かなり理想的な部分もありまして、実際にケース・バイ・ケースでできない場合もあるだろうと。そのために、事前に現況の調査がきちんに行われていれば、かなりカバーできる部分もあると思ってこれを見ていました。しかし、先ほど、環境が変化していく部分も加味して予測をするというご説明がありましたので、それであれば逆に周辺地域にコントロールが必要なのではないかと思いました。

変化する前の現況を目標にするのであれば、しっかり現況調査をすればそれなりにカバーできると思います。例えば、周辺の環境が変化することを加味して予測をなさいということであれば、その周りの環境の変化がどういうふうになっていくかというモニタリングも必要になってくるのではないかと思いました。

その辺の私の解釈が合っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

事務局（伊東） 評価の手法になりますけれども、今の技術指針では、現況は必ずやることとなっています。将来予測を、よそのファクターを含めずに、今ある時点での現況に影響を受ける範囲すべてにおいて調査するということです。それと比較するのは、自分の事業プラス、よその影響というか、行政計画等で面開発なりが行われるということの比較でございまして、現況はすべて網羅しなさいというつくりになっていますので、現況、ニアリーイコール、コントロール値なのかなと私どもは理解したのです。現況はやるというふうにとらえております。

西川委員 現況をしっかりやるということは大前提で必要です。そして、コントロール値がさらに必要なのかどうかということですが、先ほどの説明で、いろいろな環境の変化も加味した形で影響を予測しなさいということがあるのだというご説明だったので、その周辺の環境も含めた、どういうふうに変化してくるのかという部分を予測するためには、その周辺にコントロール値が必要なのではないかと思ったのです。もとの変化する以前、つまり事業が始まる以前の状態を目標にするのであれば、その現況調査をもとに予測

を立てることは可能ですが、その周辺の環境が変化することを前提にさらに予測を立てなさいということであれば、やはり何らかのコントロール値が必要になってくるのかなと私は理解したのですけれども、どうなのでしょう。

ただ、実際に事業をやっていくうちに、コントロール値をとって別に調査をするというのは、先ほども申し上げましたように、かなり理想論に近い部分もあると思いますけれども、必要な場合にはやらなければならない部分も出てくると思っています。特に、周辺環境が変化することを加味しなさいということであれば、必要になってくる場合もあると思ったのです。

事務局（木田） 現況の調査をするのは対象の事業区域及びその周辺地域を含めた関係地域になってきますので、その中で適切な調査地点を選定するのだというふうに先ほど議事でもご説明をさせていただきましたが、そういうご理解で適切な点を選定していかなければならないと思います。将来にわたって影響を受けるかどうかという部分は、その地点が影響を受けるかどうかすら予測ができるものではありませんので、その辺を細かく議論しても、実際に調査した時点でそこまではなかなか難しいと思いますので、結局、対象事業区域及びその関係地域の中で適切な地点を選んで現況として評価していくしかないのだろうと思います。

村野会長 対照地を設けていくということにとらえてよろしいですね。コントロール値とかいろいろな言葉がありますけれども、適当な地に同じような場所の現況調査地をきちんと設けておくということでは理解してよろしいですか。

事務局（伊東） 先ほどの柳井委員のお話にございましたように、実際の自分の事業が本当に影響を与えているのか、与えていないのかという比較をするときに、同じような条件の湿地であったり、同じような場所との対比も行ったらどうだろうかということで、評価の段階で、そのよりどころとなるものにコントロール値というか、そういう地点があるといいのではないかというご提案だったと理解しています。

今、私どもで説明しているのは、調査をするに当たって、時期であったり、場所であったり、調査地点という概念でご説明を申し上げておりました。コントロール値というのは、評価をする上で対比をするものをどれにするかというご議論だと思っています。これにつきましては、次の議事の目標設定の考え方の中でご議論いただきたいと思います。技術指針の調査地点というところでは、コントロール地点という概念は一たん外すといえますか、現況との対比というところでもくらせていただきたいと思います。

村野会長 わかりました。岡村委員、西川委員、丸山委員から発言ありましたことについて、事務局で文言の整理はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。よろしくお願いいたします。

事務局（木田） 4ページの議事です。

別表5の各環境要素の評価手法2に、「基準及び目標等との整合性」とあるが、植物、動物など基準のないものはどう評価すればいいのか。あるいは、基準値がないものにもあ

る程度の目標を設定することが必要ではないのか。あるいは、目標値を事業者みずからに設定させることはできないか。あるいは、基準値等がない環境要素については、評価手法に基準、目標などとの整合を記述しなくてよいのではないか。あるいは、代償措置のフィードバックがあるのが今の流れだと思うが、そこまでいっていないので、事後調査報告書を出したところで終わっているため、目標設定をある程度入れられれば、評価手法から「基準等との整合」を削除しても代償が保障されるのではないかというご意見をいただきました。

これについては、議事との関連もございりますが、この辺の見解について読み上げさせていただきます。

基準及び目標等との整合については、別表5において、回避・低減等との評価とあわせて、2点目として並列列記しているところでございます。本文の6ページの(4)評価実施の留意事項のイのところ、「環境要素に関し基準又は目標が示されている場合には」と、基準値等の存在がこの手法選択の条件となっておりますことから、該当する基準等が存在しない場合には、別表5に示す評価手法は該当しない形になります。ただ、別表5だけを見ますと誤解を生じるおそれがあることから、この条件について明示することといたしました。

なお、定量的基準値がないという場合でも、環境基本計画など行政計画が定性的に示されている場合については、これらの目標との整合性を評価することになります。

結論としては、一番右側の植物の項目で、2のアンダーラインを引いてあるところですが、「国、札幌市等が実施する環境施策によって植物に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と植物に係る基準及び目標等との整合が図られているか否かについて評価する手法」という形で修正をさせていただきたいと思っております。

次のページもあわせてご説明いたします。

基準、目標が存在しないものに対する事業者等による目標値の設定については、本文の6ページの評価実施の留意事項のアのところ、「事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを検討する」としております。このできる限り回避・低減等がいわば目標とされるものですので、これは環境影響評価の立法化の中で、基準クリア型から、よりよい環境保全を求めるベスト追求型へと変遷したときに導入された考え方であります。

したがって、環境影響の評価は、基準、目標がある場合はそれらとの整合、基準等の整合の上に、実行可能な範囲内、よりよい環境配慮・措置がされているかという二つの視点で評価されることとなります。

以上について、別表5において、本文同様の趣旨をもともと書いていたのですが、本文どおりの表記に統一させていただきました。

具体には一番右側ですが、植物について、出だしのところの文章は多少の文言整理をさ

せていただきまして、若干短くなっております。

改めて読み上げさせていただきます。

「 1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法」と改めさせていただきます。

以上でございます。

村野会長 この修正について、いかがでしょうか。

西川委員 質問ですけれども、2の「国、札幌市等が実施する環境施策によって、植物に係る基準または目標が示されている場合」というのは、例えばどのようなものがあるのでしょうか。認識不足で申しわけのですけれども、わからないので、お願いします。

事務局（伊東） 例えば、札幌市にあるということではなくて、都道府県等の自然環境保全計画であったり、緑の保全計画であったり、定量的なものではなくても定性的な目的、目標を定めているようなものもあり得るのかなということを書かせていただいております。

もう一つは、現状では実際にはない場合であっても、この技術指針は次の変更までの間にそのような行政計画、もしくは指針等が示される場合もありますので、そこも網羅できるように、一たん、すべての項目に対してこういう書き方をさせていただいているところでございます。

村野会長 もう少し具体的なものはないでしょうか。

何かの関係法規という意味でしょうか。

事務局（伊東） 例えば、第3次生物多様性国家戦略というものがございます。ことしはCOP10があるので、今、改定作業をしていると聞いておりますけれども、その辺では、数値化している目標値であったり、定性的な目標を数百にわたり掲げているということがございますので、この辺のようなものも照らし合わせるということはあるかと思えます。

村野会長 委員の皆様から、例えばこういうものがあるというふうに提示できませんか。

岡村委員 例えば、外来種防止法で指定されているような植物、あるいは要注意のような植物が広がっていかないということも入ってくるということによろしいのでしょうか。

事務局（伊東） 今の外来種の関係もございまして、レッドデータブック等、いろいろあると思えます。リストにつきましては、法で規制をかけているようなランキングのものもあれば、よりどころというか、何かの指針としてリスト的にされているものもございまして。当然、その辺のリストは、制定した趣旨といいますか、このリストはどういうことを配慮するためにつくったというものと照らし合わせながらアセスがされていくかと思えます。

ですから、物によっては、道の条例等でも、指定種ということで、売買や譲渡が禁止されているような規制のかかっているものがあります。これはアセスから外れますが、法や制度がどのような趣旨でその種を指定しているということがあれば、それに照らして評価

をしていくという場面も出てこようかと思えます。ただし、これは環境影響評価、環境アセスメントでございますので、今の私の例示は射程外でございますが、アセスの審査の射程内であれば、当然、そういうものも参考にされていくものであらうと思っております。あくまでも、リストアップした意味合いというか、リストアップした趣旨に照らし合わせてということになるかと思えます。

富士田委員 例えば、絶滅危惧種が出てきたらという話ですか。それが出てきたらこの評価のところで何かしなければいけないという話になるのでしょうか。

事務局（木田） 議論をもとに戻したいと思えますが、我々も全部の基準その他を網羅して了解しているわけではありません。もう既にあるものがあれば、それに従って、これから出てくるものがあれば、それに従ってやっていただくということでご了解願います。具体的にどのようなものかというのは、私たちの方でうまい例示ができていませんので、もし委員の皆様の中でご存じであれば、ご提示いただくとありがたいです。

村野会長 従来から、こういった保全対象とするものについては、専門的な見識を持った専門家の先生方に聞いたりして、目標のようなものを設けたりしていますね。そういうことなのでしょう。

つまり、既存のレッドリストやブルーリストなどいろいろありますけれども、そういう具体的なもののほか、今のような専門家の意見を聞いて評価するということですね。それは生態的なものも含めてでしょうか。

事務局（木田） 2番は、「国、札幌市等が」と言っていますので、行政体の方でつくった基準や目標の話でございまして、今ご指摘いただいた件については1番の方になると思います。専門家のご意見をいただいて、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減という話になるかと思えます。

村野会長 基準があるものの基準をある程度例示する必要があると思えます。基準、目標のないものは、また別な表現がここにありますが、ここをどうやってクリアするかということですね。

事務局（伊東） 繰り返しの説明になってしまうかもしれませんが、皆様方のお手元の資料の一番右側に評価手法ということで大きく1番と2番がございまして。2番については、基準、目標が示されている場合にあっては、それをクリアしているかどうかを見なさいという第1ステップでございまして。これがない場合は、空文と言うのですけれども、ここが当てはまらないということです。

例えば、大気や騒音でございましたら、まず、明確な基準がございまして、ある場合はその基準をクリアしているかどうかを評価するということです。もう一つは、明確な基準がある場合であっても、基準がないものであっても、一番上の実行可能な範囲内で回避されているのか、低減されているのか等々という評価がございまして。また、例えば、動物、植物で何か基準値や規制値があるのかというときに、現行、私どもが調べた限りでは基準値や規制値はないものですから、2番には該当しませんので空文になります。もしくは、

何とか計画ということで、定性的な何々しましょう、保全しましょうという表現かもしれませんが、そういう目標があるのだったら、それがちゃんと整合性が保たれているのを見る程度でございます。

具体的には、自然系ですと、1番の回避等がされているのかというときに、先ほど絶滅危惧種がある場合はどうするのかというお話がありました。絶滅危惧種というのは、1番を評価する上で、保全対象とするものとして危惧種が出てきたときにどう評価をしていくのか、回避すべき事柄なのか、低減でいいのか、代償でいいのかということは個別の評価の中でされていくものだと思っています。少なくとも、基準値等がある場合には2番をやってくださいということでございます。基準値がないものを、無理やり基準値をつけて2番を絶対やれという趣旨の書きぶりではございませんので、それだけご理解いただければと思います。

村野会長 それでは、次に進ませていただきます。

議事 に入ります。

事務局（木田） 議事 を説明させていただきます。

景観の評価手法で、保全すべき対象ごとに予測された影響の程度を明らかにし、景観の予測に続いて環境の保全についての配慮が適切に行われているかどうかの評価手法と、評価の段階では環境保全という総合的な評価となっていて、景観の個別の評価はどこでなされるのかというご質問だったと思います。

これについては、議事 との関連もございませうけれども、77ページの景観の評価手法のところに出てきます。本文の5ページの中段になります。（7）評価手法のア、評価手法の選定のところです。景観など各環境要素の評価手法は別表5で示す方法を勘案することとしておりまして、別表5では、各環境要素に対する評価方法を示しております。したがって、評価の手順は、各環境要素ごとに別表5に示す方法で個別の評価をしまして、本文6ページの（4）評価実施の留意事項の工によりまして、総合評価という形になります。順番から言うと、そうなります。

しかし、ご指摘いただいたのは、誤解を招きやすい表記ということで、それぞれの項目ごとに何の影響を評価しているのか改めて文章の中に盛り込まなかったため、個別の評価なのか、全体の評価なのかわかりづらいということだと思っておりますので、すべての環境要素の評価手法のところは何の環境影響について評価するのかについて入れ直させていただきました。

したがって、右側の評価手法1ですが、「景観への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で」という形で、すべての要素について修正をさせていただきます。

ごらんいただいとわかとおり、「 への環境影響について現況と予測結果の対比を行い」というフレーズをすべての環境要素に入れさせていただきます。このように、先ほどの「国、札幌市等が実施する環境施策によって」というフレーズもそうですが、その

適用がある、ないにかかわらず、すべてについて一たん入れさせていただいております。後ほど別な要件が発生しましたときに、ないということになると、評価の手法がばらつく可能性があるものですから、今回はすべてに対して同じ頭書きを入れさせていただいたところではあります。

議事 については以上です。

村野会長 いかがでしょうか。

中井委員 今の評価手法の文章はこれでいいと思うのですが、76ページのところに景観の調査手法というものがございまして。景観の場合、最近では「視点場」という言葉を使うのですが、ここにはその言葉が一言も入っていません。「視点」とか「眺望点」という言葉は出ていますのでけれども、例えば、2の(1)のウは、「注目すべき視点調査」ではなくて、視点場を調査していくことなのではないかと思うのです。その言葉をあえて使っていないのかどうかということをお聞きしたいのです。

事務局(木田) そのように修正したいと思しますので、もう一度教えていただけませんか。

中井委員 それをどこに使うかというその言葉の使い方もあると思えますけれども、要は、眺望点というのは眺望景観として見通しがいいところのことですね。それも視点場の一つですけれども、例えば道路にも、道路の分岐点など、景観を見る場所がありますね。すべてから見て景観を評価することはなかなか難しいと思うのです。また、その次のところの人と自然との触れ合いの場所が視点場になり得ると思うのです。不特定多数の方が見る場所ですね。そういう景観的に見るための、評価するための場所として「視点場」という言葉を使った方がよりわかりやすいと思うのです。この場合は、「地点」とか「眺望点」とか「調査地点」とか、それが何を意味しているかわからないので、視点場としてそういうものをちゃんと位置づけておいて調査していくということですね。ですから、最初の段階で、注目すべき視点場を選択していくということが必要なのではないかと思うのです。

事務局(木田) ご指摘、大変ありがとうございます。

ただ、この場ですべて整理し切れませんので、追って、中井委員と個別にお話をさせていただいて整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

村野会長 そういうことでよろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

村野会長 ほかになければ議事 に進みますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、議事 に進みます。ご説明をお願いします。

事務局(木田) 議事 のご説明を申し上げます。

事後調査になりますけれども、本文9ページの事後調査に関するフロー図についてのご質問です。全体の環境影響評価の事後調査の手順に関するフロー図ですけれども、一番下

に、もともとが事後調査の実施、事後調査報告書の作成という白抜きのところだけが破線になっていたわけですが、この破線の意味についてご質問をいただいたところです。

事後調査について改めてご説明しますが、事後調査は、条例におきまして、環境保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に行われるもので、予測を補完する調査として位置づけております。準備書、評価書においてあらかじめ事後調査の結果に応じて講じる環境保全措置とともに、事後調査計画が記載されることとなっております。

したがって、図1で事後調査が破線となっていますのは、事後調査が必須ではなくて、必要に応じて行われる、準備書、評価書において事後調査計画が記載された段階で行われることとなりますので、破線部を一部改めまして、評価書で事後調査を行うこととした場合というただし書きをつけて、事後調査全体を破線でくくるという作業をさせていただきました。

議事 つきましては以上です。

村野会長 岡村委員、よろしいですね。

岡村委員 はい。

村野会長 それでは、次に進みます。

議事 についてお願いします。

事務局（木田） 議事 についてご説明させていただきます。議事 つきましては、同じく事後調査の件ですが、代償措置のフィードバックがあるのは今の流れだと思うが、そこまでいっていない。事後調査報告書を出したところで終わっている。目標設定をある程度入れられれば評価手法から基準等との整合を削除しても代償が保証されるのではないかというご意見をいただきました。

事後調査については、先ほどもご説明したとおりの位置づけですが、代償措置の結果に応じた措置、フィードバックにつきましては、個々の事業の準備書段階において、代償措置の結果、効果に応じた必要な保全措置を講じるよう求めていくことになると思います。

具体的に言いますと、例えば、代償措置等の結果について、あるいは結果を予測して専門家の意見を聞いて保全措置を講じなさいという形のことが埋め込まれます。あるいは、もうちょっと具体的な話が埋め込まれるかもしれませんが、あらかじめ代償措置の結果に基づく保全措置をプログラムするような記述を準備書などに埋め込んでいけば、ある程度担保されるのではないかと考えております。

以上です。

村野会長 ありがとうございました。

この対応について、富士田委員、いかがですか。

富士田委員 おっしゃるような手順だと思いますけれども、そうすると、準備書の段階でそういうことをちゃんと書きなさいという指導をしなければいけないと思いますが、その指導がされる場合がありますということを事業者にあらかじめインプットさせるような

書き方が必要になってこないですか。書いていなければやらなくていいと絶対に言われますよ。そういう場合があるということをおあらかじめ認識しておいてもらうことがすごく重要ではないかと思います。おっしゃるとおりだと思いますし、それでいいと思いますけれども、どこかにそういうケースがありますということ、事後調査段階なのか、どこになるのか……。

村野会長 今回のニュアンスを入れられるところを考えていただけますか。

富士田委員 別表の部分よりは、最初の方ではないでしょうか。8ページのあたりに一言入っているといいと思います。どこがいいかは、私はこういう条例をつくる文言などは専門外なのでわかりません。

事務局（伊東） 富士田委員がおっしゃるように、別表5というよりは、本文で何かしら書いておいた方が具体の審議をする上でもいいのではなかろうかということでございます。実際には、事後調査の計画というのは、環境保全措置をおあらかじめ準備書に書き込むときに、予測が不確実な場合は事後調査をします。この事後調査でこういう結果だったらこういう保全措置を講じます、Bという結果だったらこういう措置を講じますということをおあらかじめ準備書、評価書で約束しておいていただくという手順でございますので、その中で、不確実性の程度に応じて保全措置についても複数検討しておきなさいという形になると思います。

委員のご意見を踏まえまして、条例という制度の枠の中ではございますけれども、書ける部分があれば検討してまいりたいと思います。

村野会長 よろしく申し上げます。

それでは次に、議事 に入ります。説明をお願いします。

事務局（木田） 議事 についてご説明いたします。

議事 は、第4 環境影響評価及び事後調査の手順、別表5の関係でございます。一つ目としましては、40ページの騒音につきまして、平成25年から航空機騒音の評価方法が変更になるというご指摘をいただきました。次回、技術指針の改定を25年より前には行うことになると思いますので、次回の変更の際に詳細について対応させていただきたいと考えております。

続きまして、地形及び地質について、調査内容（2）自然的・社会的状況のア、規制の状況等にある河川保全区域とは何を指すのかというご指摘をいただいております。

この辺は我々は不明だったものですから確認しましたところ、河川法で規定されておまして、そういう表現がございますので、同様の書きぶりとしてさせていただいたところです。

裏のページをごらんください。

植物、動物の項ですが、66ページ、70ページに相当しますが、調査方法のア、基礎資料に北海道レッドデータブックと希少野生動植物の保護に関する条例の指定種を入れた方がいいのではないかというご指摘をいただきました。ご指摘を踏まえまして、追記をさせていただきました。

また、記載する場所も、調査方法に記載されていましたが、調査内容の保全対象の状況の基礎的資料でございましたので、記載箇所を動かさせていただいたところです。

最後に、景観についてですが、これは議事 の再掲でございますので、改めてのご説明は省略させていただきます。

以上でございます。

村野会長 議事 についてご意見を伺いたと思います。

佐藤委員 資料1は、これから残っていくものですね。それであれば、7ページの騒音のところですが、「W E P C L」ではなくて「W E C P N L」です。修正してください。

それから、関連して資料2を見ていましたら、変なものが出てきました。

42ページの振動の1調査内容の(2)の(ア)に「振動に係る環境基準指定状況」とありますが、振動の環境基準値はないので、これは不適切だと思います。ここはとられたらいかがでしょうか。規制基準は、振動規制法がありますから、それでいいと思いますけれども、環境基準はありません。

それから、次の悪臭は環境基準値があるのですか。

事務局(伊東) ご指摘、ありがとうございます。

再度、関係法令と照らしまして、環境基準なのか、指定なのか等を整理してまいりたいと思います。

村野会長 よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

なければ、今までのことも含めて、このほかのことも含めて、追加で何かありましたらご意見をください。

富士田委員 私が至らないのだと思いますけれども、議事 に上げられていた3ページのところの文言がよくわからないのです。右側の「調査地点」というところから線を引いてあるところがありますが、先ほどの議論を聞いていて、私にはよくわからなかったのです。これは、事業者が見て、わかるかなという気がします。

事務局(木田) 大変申しわけないのですが、どのあたりがわかりづらかったのでしょうか。

富士田委員 資料2の3ページです。(エ)調査地点のところ直されていますね。直すための議論をしばらくやっておられるのを聞いていたのですが、結局、よくわからなかったのです。また、こう書かれて事業者がわかるのかということです。

事務局(木田) 書きぶりの話で言えば、「調査に当たり一体の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合」ということです。

富士田委員 しない場合はどうなるのですか。

事務局(木田) しない場合は、ここは空文といいますか、読まないです。満遍なく調査するということになります。

西川委員 2段階あるということですね。全体の概況調査をして、さらに詳しい調査が

必要だと思われるところでは……。

富士田委員 そうしろということでしょう。

あり得ないと思いますけれども、最悪の場合、調査しなくてもいいのではないかととられないでしょうか。そんなことはないですか。

事務局（伊東） 調査の場所という意味では、調査地域という概念がございまして、これは必須です。（ウ）です。（エ）は調査地点ですので、エリアでは予測などをするには不十分である、やはりポイントをとらえないと、この項目については予測ができないだろうという場合にあってはポイントを設定しなさいということです。

例えば、大気で、このエリアではNOxがどうなるというふうに、地域で拾えば十分予測できるものもあれば、このポイントではNOxがどうなのだということが必要な場合は調査地点も設定しなさいということでございます。

ですから、（エ）は、括弧書きで「する場合」というふうに条件づきにしています。

富士田委員 今の例でいくと、しない場合はどういうイメージになるのですか。

事務局（伊東） ポイントで押さえなくてもいいような項目があれば、それは調査地点の設定までせずに、調査地域ということで広い範囲での予測なり現況調査をしていけばいいことになります。

富士田委員 どうやってやるのですか。

柳井委員 広い範囲で、細かい1点だけ重点的に調べないで、ばらばらに調べる場合もあるのですね。

事務局（伊東） そうです。

柳井委員 大まかにやって済む場合と、特に詳しく調べなければいけない部分で（エ）を設定したのですね。

事務局（伊東） そうです。例えば、北1条西1丁目というブロックの状態を調べようというところと、北1条西1丁目の伊東さんの家をというところでなければ予測が立たないというようなイメージです。予測をするに当たって、そのポイントなのか、ブロックという概念でも十分いけるのか、その辺で取捨選択できるということでございます。

富士田委員 わかりましたが、そういうふうにとれるでしょうか。

これも指針の文章の書き方だから、こう書いてあれば、事業者の人は、エリアはとにかく満遍なくやらなければいけないということなのだとして理解してくれるのですね。

事務局（木田） 基本的に、ここは括弧書きでくくったところくらいしか本質的な変更はございませんで、従来からこの形で問題なかったところだと認識しています。

村野会長 よろしいですか。

岡村委員、どうぞ。

岡村委員 これまでこの審議会で答申した内容がどういうふうに生かされていくかというこの審議会存在意義全体に絡む話になります。

実は、去年、札幌市の駅前通でニセアカシアの並木をこれからつくるという計画があり

まして、それに反対されている団体から私の方に情報がありました。この審議会で、去年の2月ごろに厚別の山本公園でこの審議会の答申を出しまして、その中できょう議論したような中身の個別の答申が10項目くらい、村野会長の名前で上田市長に出されました。そして、上田市長からは、事業者も札幌市なものですから、市長から札幌市に意見書が出されました。

ちょうど両方とも同じホームページ上に載ってしまっていて、私も気がつかないのかもしれませんが、この審議会で出した意見書の個別の項目がずらっとありまして、同じように上田市長の意見書もずらと出てしまっていて、内容はほとんど同じです。意見書と答申書ですから語尾が違うくらいなのですが、1点だけ、ここの審議会で出した外来種の問題で、ニセアカシアなどは改変している土地では広がる危険性があり、特に、あそこはごみ捨て場なので広がる危険性がある、実際に大分入っていましたので、それは気をつけた方がいいという答申が出ていたのですが、なぜかその項目だけ消えているのです。これは、反対されている方にとっては、意識的に削られたのではないかという不信感が非常にあって、私の方に話が来ました。

私も、そのいきさつがわからないので、前に村野会長にお話しして、どうなっているのかということで、きょうは最後の審議会ということなので、その辺の事情をぜひ明らかにしてほしいと考えています。

村野会長 その件は、あらかじめ岡村委員から連絡をいただいております。それは、まず技術指針を論議した後、議事のその他の中で取り上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の技術指針の修正案について、いろいろご意見が出ましたけれども、ほかにありましたらご発言願います。

(「なし」と発言する者あり)

村野会長 それでは、これで技術指針の論点について審議したということで、今回の意見を踏まえて事務局で最終的な整理をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、その他に入ります。

事務局からも説明があると思いますが、まず、今の岡村委員からのご指摘に対して、まず、私の方から説明させていただきたいと思います。

けさ、事務局に、こちらの答申と市長意見の写しをコピーしてもらいましたので、それを配っていただけませんか。

それでは、前回の審議会の後に、岡村委員からご連絡いただいたことについてお話しいたします。

厚別山本公園造成環境影響評価方法書に対する札幌市長意見書の内容についてであります。このときに出された当審議会の答申書の内容が反映されていない部分があり、問題ではないかというご指摘でした。

今お渡しした審議会の答申書写しと市長意見の写しを対照させて見ていただきたいと思います。審議会の答申書では、枠で囲った(6)をごらんいただきたいと思いますけれども、外来種の扱いについて、特にニセアカシアにシフトして記述されています。しかし、市長意見にはニセアカシアという言葉がなくなっているのは問題ではないかということです。

そこで、市長意見の方をごらんください。最初の方に枠で囲ってありますけれども、「在来種及び外来種を含む現況動植物相の把握」とあります。事務局に伺ったところ、市長意見の方は、地域特性の把握についての文章の中ですけれども、枠の中で外来種という言葉の中にニセアカシアを含ませて述べているということでありました。ここだけが総括的に扱われているというのは確かに腑に落ちませんが、他意はなかったということでした。ニセアカシアは外来種に代表されていて、この中に含まれているということでありました。

またそのほかに、答申の(1)の「このことから」以降の文章に、「現況及び潜在動植物相の把握や」とあることも動植物の現況ということにくっついてしまい、ニュアンスが反映されていなかったという面ではちょっと弱かったと考えております。

これには、私自身の会長として注意が足りなかったと反省しています。ただ、事務局の説明では、包括的にはクリアされておりますし、一たん出された市長意見を修正することは難しいと思いますので、事務局から事業者に対して準備書作成に当たって答申の趣旨を十分伝えることをもって審議会の対応としたいと考えます。

いかがでしょうか。

岡村委員 今のご説明では、「在来種及び外来種を含む現況動植物相の把握」ということに全部が入っているというお話ですけれども、そうすると、その下にある鳥類についてとか、は虫類についてという小項目も全部「現況動植物相の把握」の中に入ってしまいます。ほかの項目は全部同じで、そこだけを削るという必然性が全く感じられないのです。私も、そういう指摘を受けて、そのとおりだと考えています。

その辺について、もし何か事情があるのなら説明していただいて、今さら市長意見は変えられないということでしょうかから、仕方がないかもしれませんが、その辺の経緯がもう少しわかればと思います。

村野会長 事務局から説明していただけますか。

事務局(木田) 確かに、審議会の答申と市長意見で異なるというご指摘をいただきました。

検討の過程で出てきたのは、鳥類、両生類、昆虫類その他については、技術的な部分のご指摘も結構あると考えておりますけれども、ここは外来植物の現況を把握するという記載になっていると思います。結果として、外来種の現況を把握するという視点でとらえましたので、地域特性の把握についてに盛り込ませていただいたというのが真実でございます。それ以上の他意があるわけではございません。

柳井委員 記憶をさかのぼってそのときの話をしますと、私の記憶にありますのは、ほ

かの通常の動植物だけではなくて、特にニセアカシアは大事だということは、会長の方から念を押されて、それをちゃんと調べなければいけないということで、結構重要な項目ではなかったかと記憶しています。今後、外来種のこと、特にニセアカシアについては漏らさないできちんと強調して言うべきではなかったかなという気がします。

事務局（木田） 市長意見につきましては、もう既に出ておりますが、事実上の話として、現在、事業者の方にどのような調査状況なのか確認をしておりますけれども、全般にわたって網羅的に把握していると聞いておりますので、準備書にまとまるまでの間に、私どもからも、その辺のご指摘があった点も踏まえまして、再度、確認したいと思います。

現状は方法書の段階ですから、結果としてどんな状況だったのか、ニセアカシアも含めましてつまびらかになっていけば、それで目的は達せられると思いますので、そういう方向でお話をしていきたいと思います。

岡村委員 単なる外来種というふうにとらえられているということですが、この答申書にも書いてありますが、「ニセアカシア等の侵略的な植物について」と、単なる外来種ではなくて非常に注意しなければいけないというふうにされています。先ほどの議論でも少し出ましたけれども、外来種防止法でも、侵略的な植物の中の要注意という段階ですけれども、取り上げられているわけですから、単なる外来種だというふうに見過ごされたということであれば、それはちょっと問題かと思います。ぜひ、今後はこのようなことがないようにやっていただきたいと思います。

村野会長 ご意見をありがとうございました。

それでは、その他でほかにありませんか。

事務局から何かありますか。

事務局（木田） その他として、審議会の改選について若干ご報告させていただきたいと思います。

今回の審議会をもちまして、第5次の環境影響評価審議会の審議事項はすべて終了させていただき予定でございますけれども、これまで10年にわたり本審議会の委員を務めていただきました村野会長、太田副会長、岡村委員、富士田委員、中井委員、丸山委員が、本市の規定である再任限度の5期10年を経過いたしますことから、また、柳井委員と堀委員がご都合により今期をもってご退任されるということで、合計8名の委員がご退任されることとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

次年度からは、第6次の委員については、今、会長、副会長とご相談の上、委員の選考を進めているところでございます。

今の段階では以上でございます。

村野会長 ただいま事務局からご報告がありましたが、私を含め8名の方が今期をもって退任ということでございます。皆様、本当にご苦労さまでした。

それでは、今期をもって退任される方について、8名おりますけれども、本日は太田副会長、堀委員が欠席されておりますので、6人の皆さんからごあいさつをいただきたいと

思います。

まず、私からあいさつをさせていただきます。

振り返りますと、これまでの5期10年間、皆様と一緒に札幌市の環境影響評価審議を続けてこられたことに感謝申し上げます。

これまでの審議対象は、新幹線、廃棄物最終処分場、霊園造成、公園造成など、環境影響評価法や札幌市環境影響評価条例対象、あるいは方法書、準備書、そして今回の技術指針など非常に多彩でありました。方法書に対する審議がきちんと行われるようになったのも途中からでありました。本当に前進だったと思います。審議に当たっていつも問題となるのは、その場が地域全体でどのような位置づけにあるかということだったように思います。今後も、この審議会は、市全体の環境のベースとなるようなことにかかわることなしには議論が進んでいかないような気がします。

新年度は市街地での大きな事業の審議が入るとお聞きしていますが、新しい体制でも活発な議論がなされることを祈りたいと思います。

退任される委員の皆さん、継続される委員の皆さん、事務局の皆さんそれぞれの今後のご活躍をお祈りして、退任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

柳井委員 実は、私は5次の委員をやっただけで、2年間しかやっていないのですが、ちょっと事情がありまして本州に行くことになりましたので、非常に残念なのですけれども、この1期をもってやめさせていただくことになりました。

環境影響評価に関しては全くの素人で、まずは用語から勉強しなければいけないという状況だったのですが、幾つかの審議会に参加させていただく中で、非常に勉強になることが多々ありまして、今後の教育や研究に大いに役立つことをたくさん得られたと思います。

審議会委員の皆さん、事務局の皆さん、どうもありがとうございました。

今後とも、この札幌のすばらしい自然を守りながら、調和のとれたすばらしい都市である札幌を守っていただきたいと思います。

今後とも頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

岡村委員 先ほど村野会長から10年間という話があり、私も10年間もやっていたのかと思ったのですが、余り実感はありません。その間、いろいろ勉強する機会を与えていただきまして、ありがたく思っています。

先ほど、苦言を呈しましたけれども、私は、どちらかといえば、自然環境と人間がうまく折り合いをつけて、札幌という大都市で自然だけが大事だというわけにはいかない、人間がいかに快適に生きながら環境もうまく守っていくということが非常に大事だと思っていて、自然を絶対に守れというタイプではないのですが、そういう者が最後に苦言を呈するようなことになりました。今後、そういうことがまた発生しないように、あるいは、私もいろいろ勉強しながら、一人の札幌市民として札幌がよりよい方向に向かうように努力したいと思っています。

いろいろお世話になりました。どうもありがとうございました。

中井委員 景観というのは、当初は飾り物のような感じで、環境アセスの中でも居心地が悪い気がしていたのですが、平成16年に景観法ができたおかげで、大手を振って景観を話すことができるようになって、ありがたかったと思っています。

ただ、自然環境と人間と生産の営みが融合した形で見えてくるのが景観ですから、そういう意味で自然環境の環境アセスの基盤がないと景観もきちんとした形でとらえることができないのだと思います。恐らく、環境アセスの中で、景観はまだまだどのような形で居場所を占めていくのか、自らの在り方を模索している段階だと思いますので、これからはもっとよい形で環境アセスと景観がうまく融合した形の取り扱いになって、人々の評価にのぼるようになっておきます。

10年間、どうもありがとうございました。

丸山委員 急にあいさつということで、原稿を用意してくればよかったなと思っています。

この審議会に参加させていただいて、環境影響評価の条例や指針だけではすべてのことをうまく進めていくのは難しいなと痛感しました。私たちの環境を守っていくということの一つにはなっていると思いますが、ここにすべてを盛り込んでいくことは非常に難しいことだというふうに痛感しました。

一方、環境影響評価においては、新たな取り組みとして期待もしています。それは、何より事業者が自主的にみずからの行動や行為を責任を持って見続けていくということだと思います。先ほど、審議会の答申と市長意見に微妙な差があったということで、私自身もびっくりしました。見続けていなかったという責任だと思うのです。やはり、市民が市政、またみずからの地域を見守り続けていくということがまちづくりの基本になっていくと思っています。

審議会を離れたら、今度は市民として見続けていくというか、ご一緒させていただく、そういう気持ちを忘れずにいたいと思っています。

10年たって遠近両用眼鏡になった丸山でした。

お世話になりました。

富士田委員 10年間、お世話になりました。いろいろありがとうございました。

ほかの委員もおっしゃっていたように、私としてはかなり勉強になりました。それとともに、この環境影響評価というものの矛盾点を毎回毎回感じる会でありました。たしか、一番最初は新幹線でしたね。あのときは、本当にひどかったと言ったらおかしいですけども、私たちでは何もできない状況で審議をさせられたという鮮明な記憶がありまして、それに比べますと、先ほど村野会長や中井委員がおっしゃったように、牛歩ではあるのですけれども、少しずつ進歩してきたと思います。でも、まだまだ影響評価法なり評価のシステムには問題があると思います。世の中の見方、市民の見方が少しずつ変わってきて、いい方向に来ていると思いますので、それとともにアセス法も少しずつ変わっていくので

はないかということをご期待しつつ、10年間、ありがとうございました。お礼を申し上げます。

村野会長 ありがとうございました。

それでは、当初予定していた事項もすべて終わりましたので、本日の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

最後に、今回の審議の扱いについての事務的な流れやその他の連絡事項等がありましたら、事務局からお願いします。

事務局（木田） 村野会長、どうもありがとうございました。

技術指針につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、今後、中井委員とも再度調整をさせていただきます。私どもで最終的な形に修正を加えまして、また会長とも最終の打ち合わせをした上で、皆様にもう一度お流しして、若干の経過措置期間を経て実行してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、環境管理担当部長よりごあいさつを申し上げます。

湯浅環境管理担当部長 まず最初に、今期をもってご退任されます委員の皆様方には、長きにわたって本審議会でご尽力をいただきましたことに、この場をかりまして心より御礼を申し上げます。

また、退任された以降も、先生方にはいろいろな場面でご協力、ご理解をいただくことがあるかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、引き続き第6次の委員としてご就任いただく皆様につきましては、また来年度も本当によろしくお願ひ申し上げます。

技術指針につきましては、今、事務局から話がありましたとおり、本日のご意見を踏まえて所要の修正を行って、今年度内に最終案を固めて、手続を終了させたいと考えております。

本日は、長時間にわたり熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

最後になりますが、審議会委員の皆様のみならずのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、簡単ではありますが、結びのあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

3. 閉 会

事務局（木田） それでは、これをもちまして、平成21年度第3回環境影響評価審議会を閉会させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上